

天王寺動物園では、令和8年3月11日（水）、次のとおり懲戒処分を行いました。

職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、不祥事の再発を防止するため、職員の服務規律の確保に引き続き努めてまいります。

#### 1 被処分者

所属：総務課 職種：事務職員 階級：係長 性別：男性 年齢：43歳

#### 2 処分内容

停職9月

(根拠規程等：職員就業規則第34条第1項、第40条第2項、第55条第1項第3号  
および第8号)

#### 3 処分事由概要

当該職員は、令和6年2月7日より住居の変更事由が発生し、住居手当の支給対象外となることを知りながら、法人規程による所定の手続を行うことなく、不正受給を続けた。

また、令和6年10月29日付で、実母と同居という虚偽の申し立てを行い、令和6年11月より扶養手当も同様に不正受給を続けた。

さらに、業務上知りえた給与情報・人事評価点・健康診断結果を複数の職員に漏洩した。

#### 4 対応策

天王寺動物園においては、今回の事案を重く受け止め、改めて一人一人の職員に対して、服務規律確保の取組に真摯に向き合い、勤務時間の内外を問わず天王寺動物園職員としての立場を十分に自覚し、市民の疑惑や不信を招くような行為を厳に慎むよう、あらゆる機会を通じて周知徹底を図ってまいります。

今後とも、服務規律の確保及びコンプライアンス意識の徹底に、より一層取り組んでまいります。